

# 受動喫煙の防止等に関する条例の概要

## ○ 目的（前文）

受動喫煙を防止するための措置等を定め、県民の健康で快適な生活の維持を図る。

### 【背景】

- (1) がん、脳血管疾患、心臓病等の生活習慣病等の発症の要因にたばこの煙が深く関わっており、人の健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らか
- (2) このことから、受動喫煙の防止等に関する取組の推進を図ってきたが、依然として多くの県民が受動喫煙に遭っている。
- (3) このため、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて改めて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に取り組むことが必要

## ○ 基本理念（第2条）

受動喫煙の防止等の推進は、

- (1) 以下のことについての認識を県民、未成年者の保護者、事業者、施設管理者、市町及び県が共有すること。
  - ・ たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであること。
  - ・ とりわけ未成年者をたばこの煙にさらされることから保護することが重要であること。
  - ・ たばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがあること。
- (2) 県民が、意図しない受動喫煙を回避することができ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備すること。
- (3) 受動喫煙を防止し、喫煙により他人の健康で快適な生活が妨げられないことを目的とし、対象施設（不特定又は多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設をいう。以下同じ。）以外の私的な区域における喫煙を制限するものではないこと。

## ○ 責務等（第3条～第8条）

### 1 責務（第3条～第7条）

#### (1) 県民の責務（第3条）

- ・ 受動喫煙の防止等に対する関心及び理解を深め、受動喫煙を生じさせないように努めること。
- ・ 事業者、施設管理者、市町及び県が行う受動喫煙の防止等に関する措置又は施策に協力すること。

#### (2) 未成年者の保護者の責務（第4条）

たばこの煙が健康に悪影響を及ぼすことを認識し、未成年者の受動喫煙の防止等を図ること。

#### (3) 事業者及び施設管理者の責務（第5条）

- ・ たばこの煙が健康に悪影響を及ぼすことについて関心及び理解を深めること。
- ・ 受動喫煙の防止等に関する措置を図るとともに、その環境の整備に取り組むこと。

#### (4) 市町の責務（第6条）

その地域の特性を生かした受動喫煙の防止等に関する施策の策定・実施に努めること。

#### (5) 県の責務（第7条）

受動喫煙の防止等に関する総合的な施策を策定・実施すること。

### 2 連携・協働（第8条）

県民、未成年者の保護者、事業者、施設管理者、市町及び県が、相互に連携を図り、協働して受動喫煙の防止等を推進すること。

## ○ 施設管理者が講ずべき措置（第9条～第15条、第16条第2項）

### 1 別表第1に掲げる対象施設の施設管理者の義務（第9条）

- (1) その管理する対象施設の同表に掲げる区域（以下「受動喫煙防止区域」という。）を喫煙することができない区域とすること。
- (2) 受動喫煙防止区域に吸い殻入れ等を設置しないこと。
- (3) 受動喫煙防止区域で喫煙してはならない旨を表示すること。
- (4) たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接流入することがないように必要な措置を講じること。

## ○ 施設管理者が講ずべき措置（第9条～第15条、第16条第2項）（つづき）

### 2 別表第1の2、4、5及び7に掲げる対象施設（※1）の施設管理者の義務等（第10条）

（※1）大学、専修学校、薬局、あん摩マッサージ指圧師等の施術所、官公庁施設のうち庁舎以外の施設等

- (1) 上記1にかかわらず、当分の間、条例の施行の際受動喫煙防止区域に設置している喫煙室を喫煙することができる区域（以下「喫煙区域」という。）とすることができる。
- (2) 上記(1)により喫煙区域を設ける場合は、
  - ・ 喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めること。
  - ・ 以下の表示を行うこと。
    - ①受動喫煙防止区域の一部に喫煙区域を設けている旨、②受動喫煙防止区域（喫煙区域を除く）において喫煙してはならない旨、③（喫煙区域の入口に）喫煙区域である旨

### 3 別表第1の9から37までに掲げる対象施設（※2）の施設管理者の義務等（第11条）

（※2）社会福祉施設、運動施設、公共交通機関（鉄道駅の屋外のプラットフォームを含む。）、物品販売業を営む店舗、公衆浴場、宿泊施設、飲食店、理容所・美容所等

- (1) 上記1にかかわらず、当分の間、受動喫煙防止区域の一部を喫煙区域とすることができる。
- (2) 上記(1)の喫煙区域は、喫煙室を設置する方法等により、たばこの煙が喫煙区域以外の受動喫煙防止区域に直接排出されることのないように設けなければならない。
- (3) 上記(1)により喫煙区域を設ける場合は、
  - ・ 喫煙区域の面積が当該対象施設の受動喫煙防止区域の面積の3分の2を超えないこと（また、2分の1を超えないよう努めること。）。
    - \* 別表第1の14、16及び18に掲げる対象施設（※3）については、3分の2を超えないよう努めること。
  - （※3）宿泊施設（フロントロビー100㎡以下）、飲食店・理容所・美容所（客席面積100㎡以下）
  - ・ 喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めること。
  - ・ 表示については、上記2(2)と同様

### 4 別表第1の14、16、18及び25に掲げる対象施設（※4）の施設管理者の義務等（第12条）

（※4）上記※3の対象施設、劇場・映画館・演芸場

- (1) 上記3により難しい場合は、当分の間、受動喫煙防止区域の全部を喫煙区域とすることができる。
- (2) 上記(1)により喫煙区域を設ける場合は、
  - ・ 業務時間内において喫煙することができる時間（以下「喫煙時間」という。）を定め、当該喫煙時間以外の業務時間は、受動喫煙防止区域を喫煙することができない区域とすること。
  - ・ 喫煙時間が当該対象施設の業務時間の3分の2を超えないこと（また、2分の1を超えないよう努めること。）。
    - \* 別表第1の14、16及び18に掲げる対象施設については、3分の2を超えないよう努めること。
  - ・ 喫煙時間の間、喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めること。
  - ・ 以下の表示を行うこと。
    - ①喫煙時間又は喫煙してはならない時間、②喫煙時間以外の時間は、受動喫煙防止区域において喫煙してはならない旨

### 5 別表第1の14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者の義務等（第13条）

- (1) 上記4により難しい場合は、当分の間、喫煙時間を定めることなく、受動喫煙防止区域の全部を喫煙区域とすることができる。
- (2) 上記(1)により喫煙区域を設ける場合は、
  - ・ 喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めること。
  - ・ 受動喫煙防止区域において喫煙することができる旨の表示を行うこと。

### 6 宿泊施設の客室における措置（第14条）

利用者の状況その他の状況を考慮し、その宿泊施設の客室の一部を喫煙することができない客室とするよう努めること。

### 7 別表第2に掲げる対象施設（※5）における措置（第15条）

（※5）観覧場の屋外の観客席（野球場、サッカー場及び陸上競技場の屋外の観客席を除く。）、動物園・植物園・遊園地・都市公園等の敷地内、風俗営業施設等

- (1) その管理する同表に掲げる区域を喫煙することができない区域とするよう努めること。
- (2) 動物園に展示されている動物を観覧する場所、遊園地の遊戯設備その他の未成年者が多く集まる区域について喫煙することができない区域とする等受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講ずること。

### 8 喫煙の中止等を求める義務（第16条第2項）

別表第1に掲げる対象施設の施設管理者は、受動喫煙防止区域において喫煙している者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該受動喫煙防止区域から退出するよう求めること。

## ○ 喫煙の制限等（第16条第1項、第17条～第20条）

- 1 喫煙の制限（第16条第1項）  
何人も、受動喫煙防止区域において、喫煙をしてはならない。
- 2 知事による指導・助言及び勧告・命令（第17条・第18条）
  - (1) 指導・助言  
対象施設における受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要と認めるとき。
  - (2) 勧告  
別表第1に掲げる対象施設の施設管理者が、その義務を遵守していないと認めるとき。
  - (3) 公表  
上記(2)の勧告を受けた施設管理者がその勧告に従わなかったとき。
  - (4) 命令  
上記(2)の勧告（表示の義務及び受動喫煙防止区域での喫煙者に対し喫煙の中止等を求める義務に係るものを除く。）を受けた施設管理者が、上記(3)の公表をされた後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、受動喫煙の防止等を著しく害すると認めるとき。
- 3 普及啓発（第19条）  
県は、教育活動、広報活動等を通じ、受動喫煙の防止等に関する普及啓発を図るよう努める。
- 4 財政上の措置（第20条）  
県は、受動喫煙の防止等を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

## ○ 雑則（第21条・第22条）

- 立入検査等（第21条）  
知事は、対象施設の利用者から提供された情報の内容その他の状況から判断して、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、別表第1に掲げる対象施設の施設管理者に対し、以下のことを行うことができる。  
①当該対象施設における第9条から第13条までの措置の実施状況に関し報告又は資料の提出を求めること、②その職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。

## ○ 罰則（第23条～第25条）

- 1 罰則（第23条）
  - (1) 命令に従わなかった者は、30万円以下の罰金に処する。
  - (2) ①虚偽の報告・資料提出をした者又は質問に対して虚偽の陳述をした者は20万円以下、②報告・資料提出をしない者又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をしない者は10万円以下の罰金に処する。
- 2 過料（第25条）  
受動喫煙防止区域内において喫煙した者は、2万円以下の過料に処する。

## ○ 附則

- 1 施行期日  
平成25年4月1日（ただし、第23条から第25条までの規定（罰則）は、同年10月1日）
- 2 経過措置  
別表第1の9から37までに掲げる対象施設については、
  - (1) 第9条から第14条まで及び第16条から第18条までの規定（施設管理者が講ずべき措置等）並びに第21条の規定（立入検査等）は、平成26年3月31日までの間、適用しない。
  - (2) 第23条から第25条までの規定（罰則）は、平成26年9月30日までの間、適用しない。
- 3 検討  
① 県は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  
② 県は、上記(1)による場合のほか、この条例の施行の日から5年を経過した日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【受動喫煙の防止等に関する条例における施設管理者に対する規制の概要】

\* ○：義務 △：努力義務

施設等	規制内容	受動喫煙防止（喫煙禁止） + たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接流入しない措置	区域分煙 + たばこの煙が喫煙区域以外の受動喫煙防止区域に直接排出しない措置	時間分煙	喫煙可能表示	表 示					喫煙区域への未成年者立入禁止	受動喫煙防止区域の喫煙設備の撤去	受動喫煙防止区域での喫煙中止、退出の求め
						受動喫煙区域（喫煙区域を除く）でない旨	受動喫煙防止区域の一部に喫煙区域を設けている旨	喫煙区域である旨	時間分煙の旨（喫煙時間、喫煙時間以外の喫煙禁止等）	受動喫煙防止区域において喫煙することができる旨			
		§ 9	§ 10 § 11	§ 12	§ 13	§ 9③ § 10④	§ 10④ § 11⑦	§ 10④ § 11⑦	§ 12 ⑥	§ 13④	§ 10② § 11⑤ § 12④	§ 9② § 12⑤	§ 16②
	罰則適用対象の有無	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×
①	幼稚園、小・中・高校等、保育所等 【*敷地内含む】 【別表第1の1】 病院、官公庁の庁舎、児童福祉施設（保育所等除く）等 【別表第1の3、6、8】	○	-	-	-	○	-	-	-	-	△	○	○
②	大学、専修学校、薬局、あん摩マッサージ指圧師等の施術所、官公庁の庁舎以外の施設 【別表第1の2、4、5、7】	○	○ (既設のものに限る)	-	-	○	○ (既設のものに限る)	○ (既設のものに限る)	-	-	△	○	○
③	社会福祉施設、運動施設、公共交通機関（鉄道駅の屋外のプラットフォーム含む）、物品販売業店舗、公衆浴場、宿泊施設（フロントロビー100㎡超）、飲食店・理容所・美容所（客室面積100㎡超）等 【別表第1の9～37（14、16、18、25を除く）】	○	-	-	-	○	○	○	-	-	△	○	○
④	劇場、映画館、演芸場 【別表第1の25】	○	-	-	-	○	○	○	○	-	△	○	○
⑤	宿泊施設（フロントロビー100㎡以下） 飲食店・理容所・美容所（客室面積100㎡以下） 【別表第1の14、16、18】	○	○	-	-	○	○	○	○	○	△	○	○
⑥	宿泊施設の客室	-	△ (§14)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑦	風俗営業施設、たばこ販売店等 【別表第1 備考1】	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧	観覧場の屋外の観客席（野球場、サッカー場、陸上競技場を除く） 動物園、植物園、遊園地、都市公園等の敷地内 【別表第2】	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 【③及び④の施設の施設管理者が、喫煙区域を設ける場合（§11③）】  
 ● 喫煙区域の面積を受動喫煙防止区域の面積の2/3以下とする義務 <罰則適用対象>  
 ● " 1/2以下とする努力義務

(注2) 【④の施設の施設管理者が、時間分煙を行う場合（§12③）】  
 ● 喫煙時間を業務時間の2/3以下とする義務 <罰則適用対象>  
 ● " 1/2以下とする努力義務

(注3) 【⑤の施設の施設管理者が、喫煙区域を設ける場合（§11④）】  
 ● 喫煙区域の面積を受動喫煙防止区域の面積の2/3以下とする努力義務  
 【⑤の施設の施設管理者が、時間分煙を行う場合（§12②）】  
 ● 喫煙時間が業務時間の2/3以下とする努力義務

別表第1（第9条～第13条、第16条、第18条、第21条関係）

番号	対象施設の区分	区域
1	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは各種学校（初等教育又は中等教育を行うものに限る。）、保育所その他これに類するもの、認定こども園又は青少年教育施設	当該施設の建物内及び敷地内の区域
2	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校（初等教育又は中等教育を行うものを除く。）その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
3	病院、診療所又は助産所	当該施設の建物内の区域
4	薬局	当該施設の建物内の公共的空間
5	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所	当該施設の建物内の公共的空間
6	官公庁の庁舎	当該施設の建物内の区域
7	官公庁施設のうち庁舎以外の施設（他の対象施設の区分に該当するものを除く。）	当該施設の建物内の公共的空間
8	児童福祉施設、母子・父子福祉施設その他これらに類するもの（保育所その他これに類するもの及び認定こども園を除く。）	当該施設の建物内の区域
9	公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設	当該施設の建物（鉄道の駅の屋外のプラットフォームを含む。）内の公共的空間
10	旅客の運送の用に供する列車、自動車その他の車両、船舶（県内に航路の起点及び終点があるものに限る。）又は航空機	当該施設の公共的空間
11	物品販売業を営む店舗	当該施設の建物内の公共的空間
12	金融機関の店舗	当該施設の建物内の公共的空間
13	宿泊施設（ロビーの面積が100平方メートルを超えるもの）	当該施設の建物内の公共的空間
14	宿泊施設（ロビーの面積が100平方メートル以下のもの）	当該施設の建物内の公共的空間
15	飲食店（客室（個室を除く。以下同じ。）の面積が100平方メートルを超えるもの）	当該施設の建物内の公共的空間
16	飲食店（客室の面積が100平方メートル以下のもの）（37に該当するものを除く。）	当該施設の建物内の公共的空間
17	理容所又は美容所（客室の面積が100平方メートルを超えるもの）	当該施設の建物内の公共的空間
18	理容所又は美容所（客室の面積が100平方メートル以下のもの）（37に該当するものを除く。）	当該施設の建物内の公共的空間
19	公衆浴場	当該施設の建物内の公共的空間
20	冠婚葬祭業を営む施設	当該施設の建物内の公共的空間
21	火葬場又は納骨堂	当該施設の建物内の公共的空間
22	集会場又は公会堂	当該施設の建物内の公共的空間
23	展示場	当該施設の建物内の公共的空間
24	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間

番号	対象施設の区分	区域
25	劇場、映画館又は演芸場	当該施設の建物（客席を除く。）内の公共的空間
26	観覧場	当該施設の建物（野球場、サッカー場及び陸上競技場の屋外の観客席を含む。）内の公共的空間
27	運動施設	当該施設の建物内の公共的空間
28	動物園、植物園、遊園地、都市公園、自然公園その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
29	遊技場、競馬場外の勝馬投票券発売所その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
30	社会福祉施設その他これらに類するもの（1及び8に掲げる対象施設を除く。）	当該施設の建物内の公共的空間
31	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
32	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所	当該施設の建物内の公共的空間
33	駐車場	当該施設の建物内の公共的空間
34	貸会議室業を営む施設	当該施設の建物内の公共的空間
35	1から5まで及び8から34までに掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設	当該施設の建物内の公共的空間
36	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内の共用部分	当該部分の公共的空間
37	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内の共用部分と壁等により区画されていない部分	当該部分の公共的空間

- 備考1 この表に掲げる対象施設には、次に掲げる対象施設は、含まないものとする。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業の用に供する施設並びに同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を営む店舗
  - (2) たばこ又は喫煙具の対面による販売を営む店舗であって、次に掲げるもの
    - ア 客にその店舗内においてたばこを試験的に喫煙させるもの
    - イ バーその他の施設を設けて、客にその店舗内においてたばこを喫煙させる営業を営むもの
  - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、施設の利用の形態又は施設若しくは設備の構造を考慮し、不特定若しくは多数の者に受動喫煙が生じるおそれがないもの又は受動喫煙の防止等に関する措置を講ずることが著しく困難であるものとして知事が別に定める対象施設
- 2 この表において「公共的空間」とは、対象施設のうち次に掲げる区域以外のものをいう。
- (1) 居室、事務室その他の専ら従業員等の特定の者が利用し、又は出入りする区域
  - (2) 会議室、宴会場、個室その他これらに類する対象施設の区域で、特定の利用者が一時的に貸し切って利用することができるもの

別表第2（第15条関係）

番号	対象施設の区分	区域
1	観覧場	屋外の観客席（野球場、サッカー場及び陸上競技場の屋外の観客席を除く。）
2	動物園、植物園、遊園地、都市公園その他これらに類するもの	当該施設の敷地内の区域
3	別表第1に掲げる対象施設以外の対象施設	当該施設の建物内の公共的空間

備考 この表において「公共的空間」とは、別表第1備考2に規定する公共的空間をいう。